

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成22年 5 月 7 日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 市長招集あいさつ
- 日程第 3 選挙第 2 号 議長の選挙について
- 日程第 4 選挙第 3 号 副議長の選挙について
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 会議録署名議員の指名について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 会期の決定について
- 日程第10 選挙第 4 号 海部南部水道企業団議会議員の選挙について
- 選挙第 5 号 海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について
- 選挙第 6 号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について
- 選挙第 7 号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第11 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第12 総合斎苑建設調査特別委員会の設置について
- 日程第13 議案第33号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第34号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 委員会付託の省略について
- 日程第16 議案第33号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第34号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第18までの各事件

追加日程第 1 同意第 1 号 愛西市監査委員の選任について

◎出 席 議 員（24名）

1 番	竹 村 仁 司 君	2 番	島 田 浩 君
3 番	大 野 則 男 君	4 番	山 岡 幹 雄 君
5 番	下 村 一 郎 君	6 番	大 島 一 郎 君
7 番	前 田 芙 美 子 君	8 番	鷺 野 聰 明 君
9 番	日 永 貴 章 君	10 番	吉 川 三 津 子 君
11 番	榎 本 雅 夫 君	12 番	岩 間 泰 彦 君
13 番	真 野 和 久 君	14 番	鬼 頭 勝 治 君

15番 八木 一 君
17番 堀田 清 君
19番 大宮 吉満 君
21番 中村 文子 君
23番 加賀 博 君

16番 近藤 健一 君
18番 大島 功 君
20番 永井 千年 君
22番 加藤 敏彦 君
24番 石崎 たか子 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計管理者兼 会計室長	伊藤 忠俊 君
総務部長	水谷 洋治 君	企画部長	石原 光 君
収納担当部長	飯田 十志博 君	教育部長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 善巳 君	上下水道部長	大島 静雄 君
市民生活部長	篠田 義房 君	福祉部長	加賀 和彦 君
消防長	横井 勤 君	税務課長	永田 和美 君
保険年金課長	石黒 貞明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議事課長	伊藤 浩幹
書記	田尾 武広		

午前10時00分 開会

○議会事務局長（服部秀三君）

本臨時会は一般選挙後最初の議会でありますので、議長の選出までの間、地方自治法第107条の規定により、最年長議員が臨時議長の職務を務めることになっております。

出席議員中、石崎たか子議員が最年長議員ですので、御紹介申し上げます。

石崎たか子議員は、議長席をお願いいたします。

〔石崎たか子議員 議長席に着席〕

○臨時議長（石崎たか子君）

改めましておはようございます。

ただいま紹介されました石崎たか子でございます。

ただいま事務局長より説明がありました、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

それでは、まず開会前に臨時議長として議員さん方に申し上げたいことがございます。それは、数日前、市民から自分の知り合いの議員さんたち初め多くの議員さんがある店へ入っていかれた。何かあるのですかということでした。私は、多分7日の臨時議会で答えは出てまいりますと答えました。私も、過去においては会派に入っており、会合が開かれ、議員談合で正・副議長を決めるその現場にいたわけでございます。そして、当局より出される議案を自分の意思にそぐわなくても賛成をしてまいりました。しかし、合併問題から、住民のねらいは違うことに気づき、会派を出て自分で行動し、市民の意見を取り上げ続けてまいりました。もし、本日13票ないし15票、または17票と、正・副議長になる人が得票すれば、これは紛れもなく議員談合であると市民に伝えることとなります。

私たち議員の仕事は、市民の代弁としての発言と、行政に対してのチェック機能をさせ、もちろん議決権などが主なものであると存じます。私は、選挙公報を一人ひとり改めて見せていただいたわけでございます。皆様の所信、理念を述べておられ、4年間のマニフェストです。ぜひ実行していただきたいと思っております。人員削減まで努力するというようなことも書いてあった人もあります。そのために、本日談合で決まった人になるなら、今後どんなに私ども住民の意見を取り上げてもそれは通らないこととなりますし、今までどおりいろんな市民の皆さんの意見は通らないということでございます。

今、市民の皆様は何を怒っておられるのか、どんな行政を願っておられるのか、お一人お一人よくおわかりのはずだと思います。

いつまでも、昔のままの村の議会を数のおごりで続けられるのでしょうか。内外から、愛西市議会の質は最低であると言われております。今このときから、愛西市議会として質を高めようではありませんか。市民の皆さん、だんだん目覚めてまいられております。高い席から皆様を見させていただきたいと思っております。よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、当局側の自己紹介をお願いいたします。

市長さんから順次、自己紹介をお願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

私ども執行部側の自己紹介を、私から順次させていただきます。

市長を務めて5年が過ぎようとしております。合併してもう6年目に入りましたので、また新しい議員さんとともに愛西市のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。市長の八木忠男でございます。

○副市長（山田信行君）

副市長の山田信行と申します。市長の女房役として、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○教育長（五富利清彦君）

教育長を仰せつかっております五富利でございます。よろしくお願ひいたします。

非常に難しい情勢の教育の中でございますけれども、何とか頑張ってやっていきたいと、そんなふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

総務部長を拝命しております水谷洋治と申します。何かとお世話になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画部長（石原 光君）

企画部長の石原光と申します。お世話になります。よろしくお願ひいたします。

○消防長（横井 勤君）

この4月から消防長を拝命いたしました横井勤でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○収納担当部長（飯田十志博君）

この4月から収納担当部長を仰せつかりました飯田でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育部長（山田喜久男君）

4月から教育部長を拝命いたしました山田喜久男と申します。よろしくお願ひします。

○会計管理者兼会計室長（伊藤忠俊君）

会計管理者兼会計室長の伊藤忠俊でございます。よろしくお願ひいたします。

○市民生活部長（篠田義房君）

この4月から市民生活部長を拝命しました篠田義房と申します。よろしくお願ひをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

福祉部長を拝命いたしております加賀和彦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○経済建設部長（加藤善巳君）

おはようございます。この4月から経済建設部長を拝命しました加藤善巳でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○上下水道部長（大島静雄君）

この4月から上下水道部長に任命されました大島静雄です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○臨時議長（石崎たか子君）

ありがとうございました。

議会の方もお願いいたします。

○議会事務局長（服部秀三君）

議会事務局長の服部秀三です。よろしくお願ひいたします。

○議事課長（伊藤浩幹君）

議事課長の伊藤浩幹です。よろしくお願ひいたします。

○書記（田尾武広君）

書記の田尾武広と申します。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（石崎たか子君）

ありがとうございました。

続きまして、このたびの選挙において、お互い当選の栄を担って議席を獲得されました皆様方でございます。初対面の方もおありだと思ひますので、ここで議員各位の自己紹介もお願いしたいと思ひます。

1番議員さんより順次自己紹介をお願いいたします。

○1番（竹村仁司君）

竹村仁司でございます。よろしくお願ひいたします。

○2番（島田 浩君）

新人の島田浩でございます。先輩方の御意見を取り入れ、少しでも皆さんに近づけるよう努力したいと思ひます。よろしくお願ひします。

○3番（大野則男君）

大野と申します。まずは聞くことより始めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○4番（山岡幹雄君）

昨年度までは行政の方にいろいろお世話になりまして、この場をかりまして、ありがとうございました。これからも頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。山岡幹雄と申します。よろしくお願ひします。

○5番（下村一郎君）

下村一郎でございます。よろしくお願ひします。

○6番（大島一郎君）

大島一郎と申します。よろしくお願ひします。

○7番（前田芙美子君）

前田芙美子でございます。よろしくお願ひします。

○8番（鷲野聰明君）

8番・鷺野聡明といたします。よろしくお願ひします。

○9番（日永貴章君）

日永貴章です。よろしくお願ひします。

○10番（吉川三津子君）

吉川三津子でございます。よろしくお願ひいたします。

○11番（榎本雅夫君）

榎本雅夫です。よろしくお願ひします。

○12番（岩間泰彦君）

岩間泰彦です。よろしくお願ひします。

○13番（真野和久君）

真野和久です。よろしくお願ひします。

○14番（鬼頭勝治君）

鬼頭勝治です。よろしくお願ひいたします。

○15番（八木 一君）

15番・八木一と申します。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○16番（近藤健一君）

近藤健一です。よろしくお願ひします。

○17番（堀田 清君）

堀田清でございます。よろしくお願ひいたします。

○18番（大島 功君）

大島功です。よろしくお願ひいたします。

○19番（大宮吉満君）

大宮吉満でございます。よろしくお願ひいたします。

○20番（永井千年君）

永井千年です。よろしくお願ひします。

○21番（中村文子君）

中村文子です。よろしくお願ひいたします。

○22番（加藤敏彦君）

22番・加藤敏彦です。会派は日本共産党議員団です。住まいは古瀬町です。よろしくお願ひします。

○23番（加賀 博君）

加賀博です。よろしくお願ひします。

○臨時議長（石崎たか子君）

私が24番、最古参、先ほども言われました石崎たか子でございます。よろしくお願ひいたします。

皆さん、ありがとうございました。

以上で自己紹介を終わります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回愛西市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・仮議席の指定について

○臨時議長（石崎たか子君）

日程第1・仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・市長招集あいさつ

○臨時議長（石崎たか子君）

次に、日程第2・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

本日、ここに改選後初の愛西市議会臨時会を招集申し上げましたところ、公私とも何かと御多用にもかかわらず、全議員の皆様方御出席をいただきましてありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、このたびの激しい選挙戦におきまして、市民の皆様方の負託を受けられてのはえある御当選、まずもって心からお祝いを申し上げます。

私ども執行機関の行政側と、議決権のあるチェック機関の議会側とは、地方行政を進めるにおいては車の両輪であります。市政への思いは、市民の皆様方が健康で、安全かつ安心して生活ができるまちづくりをするのがお互いの責務であると考えております。

私どもも、総合計画や行政改革第2期推進計画などをもとに行政運営を進めてまいりたいと思っております。議会の皆様方の御支援なくして前進させることはできません。格別の御協力をいただきますように、切にお願いを申し上げます。

本年3月定例会におきまして、一般会計を初め特別会計、企業会計、合わせて予算総額361億2,795万9,000円を御議決いただき、4月からスタートをさせていただいております。今臨時会に提案をしております議案につきましては、選挙後初の議会でありますので、議会役員選挙を初め、一部事務組合議会の議員の選出など人事案件のほかに、2件の条例の一部改正であります。

改正の内容につきましては、例年同様に地方税法等の改正を受けた条例の一部改正が必要になったものでございます。

議案第33号：税条例の一部改正につきましては、子ども手当の創設により、所得控除から手当へ施策がシフトされたことに伴い、個人住民税における扶養控除の見直し等、改めるもので

あります。

議案第34号：国民健康保険税条例の一部改正につきましては、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例を初め、基礎課税額の課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額12万円を13万円に改める内容であります。

以上、今臨時会にお願いをしております議案であります。

役員人事が円滑に進み、いずれも慎重に御審議の上、御決定をいただきますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（石崎たか子君）

御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・選挙第2号

○臨時議長（石崎たか子君）

次に、日程第3・選挙第2号：議長の選挙を行います。

議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は24名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、1番・竹村仁司議員と2番・島田浩議員の2名を開票立会人と指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員さんより順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人にお願ひしました2名の方は開票場所へお集まり願ひます。

〔開 票〕

選挙の結果を発表いたします。

投票総数24票、そのうち有効投票23票、無効・白票1票。有効投票のうち、大宮吉満議員18票、永井千年議員4票、吉川三津子議員1票、以上のとおりでございます。

この選挙は法定得票数は6票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、大宮吉満議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました大宮吉満議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして私の職務はすべて終了いたしました。大変貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。皆様方の御協力、感謝申し上げます。ありがとうございました。

〔臨時議長 新議長と交代〕

#### ○議会事務局長（服部秀三君）

それでは新議長、ごあいさつをお願いいたします。

#### ○新議長（大宮吉満君）

一言ごあいさつ申し上げさせていただきます。

皆さんに多大なる御推挙をいただき、まことにありがとうございました。

微力ではありますが、愛西市民の負託にこたえられるよう頑張りたいと思っておりますが、本当に身に余る光栄と思ひながら、責任の重さも感じております。そのためには、議員の皆様方の御協力、御指導もいただかなければいけないと思ひますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

愛西市の市政の発展のためにも、私、一生懸命頑張りたいと思ひますし、各議員さんともども、執行部の方、あるいはまた関係機関の方々の御協力をいただきながら、全力で邁進したいと思ひますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

〔新議長 議長席に着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・選挙第3号

○議長（大宮吉満君）

それでは、ふなれでございますが、次に日程第4の選挙第3号：副議長の選挙を行います。

副議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を求めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は24名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、3番・大野則男議員と4番・山岡幹雄議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人にお願ひしました2名の方、開票場所へお集まりをお願いいたします。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を発表いたします。

投票総数24票、そのうち有効投票22票、無効2票ということであります。有効投票のうち、大島功議員17票、真野和久議員4票、吉川三津子議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、大島功議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました大島功議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長に当選されました大島功議員のごあいさつをお願いいたします。

○新副議長（大島 功君）

一言ごあいさつ申し上げます。

このたび愛西市議会の副議長の御選任をいただきまして、ありがとうございます。

浅学非才な私ではございますけれども、議長の補佐の要職を全うし、議会の構成、また、かつ円滑の運営のために全身全霊で頑張りたいと思いますので、皆様方の今後とも御協

力、御支援、御鞭撻をよろしくお願ひ申し上げまして、あいさつとかえさせていただきます。
大変ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議席の指定について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・議席の指定についてを議題といたします。

議席については、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席の議席といたしますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・会議録署名議員の指名について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、1番・竹村仁司議員、2番・島田浩議員の御兩名を指名いたします。

ここで議事整理のため、暫時休憩をいたします。

午前10時37分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・常任委員会委員の選任について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・常任委員会の選任についてを議題といたします。

各委員会の委員会の委員定数は委員会条例で、総務委員会、文教福祉委員会、経済建設委員会、それぞれ8名と定められております。

この件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（服部秀三君）

報告いたします。

初めに、総務委員会委員を順不同で申し上げます。よろしくお願ひいたします。

総務委員会委員、堀田議員、島田議員、近藤議員、加藤議員、鬼頭議員、大宮議員、吉川議員、山岡議員、以上8名です。

次に、文教福祉委員会委員を申し上げます。

大島功議員、鷺野議員、中村議員、真野議員、下村議員、八木議員、竹村議員、石崎議員、以上8名です。

次に、経済建設委員会委員を申し上げます。

加賀議員、大野議員、榎本議員、日永議員、永井議員、前田議員、岩間議員、大島一郎議員、以上8名です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議会運営委員会委員の選任について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会の委員定数は、委員会条例で10名以内と定められております。

この件につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。これも順不同でお願いいたします。

加賀議員、堀田議員、鷺野議員、岩間議員、八木議員、中村議員、榎本議員、前田議員、永井議員、真野議員、以上10名です。

○議長（大宮吉満君）

それでは、ここで各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、正・副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。よろしくお願いいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長、互選の結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、失礼します。

報告いたします。

総務委員会委員長、鬼頭議員、副委員長、堀田議員。

文教福祉委員会委員長、真野議員、副委員長、鷺野議員。

経済建設委員会委員長、日永議員、副委員長、榎本議員。

議会運営委員会委員長、加賀議員、副委員長、前田議員。以上です。

○議長（大宮吉満君）

以上が各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長の互選の結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・会期の決定について

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期等につきましては、先ほど議会運営委員会が開催されました。日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をいただきます。よろしくお願いたします。

**○議会運営委員長（加賀 博君）**

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、先ほど委員全員と正・副議長にも御出席をいただきまして、臨時会の日程について御協議をいただきました結果、会期は本日1日限りと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで議事整理のため、暫時休憩をいたします。

午前11時36分 休憩

午後2時18分 再開

**○議長（大宮吉満君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・選挙第4号から選挙第7号まで

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・選挙第4号：海部南部水道企業団議会議員の選挙について、選挙第5号：海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について、選挙第6号：海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について、選挙第7号：海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙についてを一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは初めに、海部南部水道企業団議会議員の選挙について御説明いたします。

海部南部水道企業団議会議員につきましては、4名の選挙をお願いするものです。任期は、平成22年5月10日から平成24年5月9日まででございます。

次に、海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区環境事務組合議会議員につきましては、2名の選挙をお願いするものでございます。任期は、残任期間の平成24年3月31日まででございます。

次に、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員につきましては、組合議員2名のうち鷲野聡明議員の組合議

員の辞職によりまして1名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の平成25年3月31日まででございます。

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員につきましては、2名の選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の平成23年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（服部秀三君）

御報告いたします。

初めに、海部南部水道企業団議会議員を申し上げます。

永井議員、堀田議員、岩間議員、日永議員、以上4名です。

次に、海部地区環境事務組合議会議員を申し上げます。

八木議員、榎本議員、以上2名です。

次に、海部地区水防事務組合議会議員を申し上げます。

加藤議員、以上1名です。

次に、海部地区急病診療所組合議会議員を申し上げます。

鷺野議員、近藤議員、以上2名です。

○議長（大宮吉満君）

お諮りをいたします。ただいま事務局長から報告のとおり、議長においてそれぞれ指名をいたしました方を当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙第4号、選挙第5号、選挙第6号、選挙第7号については、いずれも指名したとおりそれぞれ当選されました。

ただいま海部南部水道企業団議会議員に当選されました永井議員、堀田議員、岩間議員、日永議員、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました八木議員、榎本議員、海部地区水防事務組合議会議員に当選されました加藤議員、海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました鷺野議員、近藤議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によ

り告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議会広報特別委員会の設置について

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。6名で構成する特別委員会を設置することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において選任をいたします。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

##### ○議会事務局長（服部秀三君）

御報告いたします。

議会広報特別委員ですが、真野議員、榎本議員、島田議員、山岡議員、竹村議員、大野議員、以上6名です。

##### ○議長（大宮吉満君）

それでは、ここで議会広報特別委員会を開催し、正・副委員長を互選するために暫時休憩といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時27分 再開

##### ○議長（大宮吉満君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告をさせます。よろしく申し上げます。

##### ○議会事務局長（服部秀三君）

御報告いたします。

議会広報特別委員会委員長、榎本議員、副委員長、真野議員。以上です。

##### ○議長（大宮吉満君）

以上が、議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・総合斎苑建設調査特別委員会の設置について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・総合斎苑建設調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。9名で構成する特別委員会を設置することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、総合斎苑建設調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において選任をいたします。

それでは、議会事務局長に報告をさせます。

○議会事務局長（服部秀三君）

御報告いたします。

総合斎苑建設調査特別委員会委員、加賀議員、鷺野議員、日永議員、中村議員、鬼頭議員、下村議員、堀田議員、榎本議員、近藤議員、以上9名です。

○議長（大宮吉満君）

それでは、ここで総合斎苑建設調査特別委員会を開催し、正・副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による総合斎苑建設調査特別委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。お願いします。

○議会事務局長（服部秀三君）

御報告いたします。

総合斎苑建設調査特別委員会委員長、加賀議員、副委員長、近藤議員。以上です。

○議長（大宮吉満君）

以上が総合斎苑建設調査特別委員会正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第33号（提案説明・質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・議案第33号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（水谷洋治君）

それでは、ただいま上程となりました議案第33号について、提案並びに御説明を申し上げます。

議案第33号をお願いいたします。

愛西市税条例の一部改正について。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからであります。

おめくりをいただきまして、愛西市条例第7号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正するという事で、恐れ入りますけれども、議案第33号、資料の2に従いまして御説明をさせていただきますので、資料2の方をごらんいただきたいと存じます。

一部改正の概要、1ページにおきましては、条文の字句の訂正、削除及び追加や条の繰り上げを一覧にまとめさせていただいております。また、2ページにおきましては、内容が改正されたことによります説明を条文ごとにまとめさせていただきました。

説明に入らせていただく前に、今回の税改正の主な点について御説明をさせていただきます。

今回におきましては、扶養控除の見直しと、たばこ税率の引き上げでございます。

初めに、扶養控除の見直しの件でございますけれども、1点目といたしまして、年少扶養親族に係りますゼロ歳から16歳未満の方の扶養控除の廃止でございます。よって、住民税におきましては、33万円の控除額がなくなります。

二つ目といたしまして、特定扶養親族のうちの16歳以上19歳未満の者に係る上乗せ部分12万円が廃止されまして、住民税におきましては45万円の扶養控除が33万円となります。

2点目のたばこ税につきましては、たばこ税率の引き上げでございます。

そういうようなことでございますので、それでは順次2ページの方から説明をさせていただきます。

初めに、36条の3の2の関係でございますけれども、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書をうたっております、内容といたしましては、年少扶養控除の廃止に伴いまして、非課税の判定基準額算定に扶養親族の数が必要となるために、その措置といたしまして、この申告書の提出を義務づけるものでございます。なお、適用年月日といたしましては、23年1月1日からでございます。

次に、36条の3の3につきましては、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書をうたっております、内容といたしましては、公的年金等受給者に対するものでございまして、前条と同様の内容でございます。なお、適用年月日といたしましては、23年1月1日からでございます。

第44条につきましては、給与所得に係ります個人の市民税の特別徴収でございます。

内容といたしましては、給与所得について特別徴収の方法により徴収をされている納税義務者について、給与所得以外の所得がある場合に、給与所得と合算をして特別徴収の方法により徴収するということでございます。

なお、この給与所得者が公的年金等の支払いを受けておきまして、65歳以上である場合におきましては、給与所得及び公的年金等に係ります所得以外の所得がある場合におきましては、給与所得と公的年金等に係る所得以外の所得とを合算いたしまして、特別徴収の方法により徴収をし、公的年金等に係ります所得につきましては、公的年金等から特別徴収の方法により徴収

収するということでございます。

適用年月日といたしましては、22年4月1日からでございます。

第95条の関係につきましては、たばこ税の税率でございます。

内容といたしましては、たばこ税率が1,000本につき「3,298円」であったものを「4,618円」に税率を改めるものでございます。

なお、適用年月日といたしましては、22年10月1日からでございます。

附則第16条の2につきましては、旧3級品たばこに対する税率の特例でございまして、内容といたしましては、旧3級品につきましては、第95条、旧3級品以外を適用しないものでございまして、1,000本につき「1,564円」であったものを「2,190円」に税率を改めるものでございます。

なお、適用年月日といたしましては、22年10月1日からでございます。

最後に、附則第19条の3につきましては、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係ります市民税の所得計算の特例でございまして、内容としましては、個人の株式市場への参加を促進するため、平成24年から実施されます上場株式等に係る税率が本則課税化に伴い、これが税率20%でございますけれども、少額の上場株式投資のための非課税措置を設けるものでございます。

なお、適用年月日といたしましては、平成25年4月1日からでございます。

以上で議案第33号の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、議案第33号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

20番・永井千年議員。

#### ○20番（永井千年君）

それでは、順番に質問をいたします。

まず、税条例の改正については、地方税法の改正の内容がどういうものかについて説明がされない、本税条例の改正についてもその内容の全体像がつかめないという関係になっているにもかかわらず、こうした議案に際して、地方税法の改正の概要についての資料がいつも提出をされておられません。今、そうした資料の提出が間に合わなければ口頭で説明をいただきたいと思いますが、16歳未満の年少扶養控除の廃止と、16歳以上から19未満の特別扶養控除上乗せ分の廃止の愛西市における対象世帯や対象人数、そして影響金額について試みの計算が当然されているというふうに思いますが、どのような数字になるのか、御説明をいただきたいと思っております。

それから二つ目に、課税総所得金額と税額が変動するわけですね。この課税総所得金額と税額などを活用している制度や事業にこれは影響が出てくるというふうに思いますが、今回の廃止や縮小によって、これまで利用していた制度が利用できなくなったり、あるいは負担がふえたりするケースが出てくるというふうに思いますが、その影響を受ける対象となる事業と、そ

の影響額について御説明をいただきたいと思います。

そして、これはそうした影響があるので、その影響が出る制度についての整合性を図っていかなければならない、影響が出ないようにね。そのために、総務省ではプロジェクトチームをつくって各省に働きかけるというふうに言っておりますし、しっかりとした目配りをして、決して国民の負担がふえないようにしっかりと対応してまいりたいと。これは共産党の山下芳生議員への原口総務大臣の答弁であります。そうした答弁をしておりますので、国からも各自治体が行っているそうした事業に対する影響についてきちんと把握をして、その影響を回避するという措置、当然これはこうした答弁からも要請をされているというふうに思いますが、どのような具体的措置を考えているのか、御説明をいただきたいと思います。

それから、地方税における税負担の軽減措置などが286項目あって、このうち固定資産税などを中心として90項目がこの見直しの対象となっておりますが、愛西市への90項目の見直しの影響ですね。どうした項目で、どの程度影響があるのか、説明をいただきたいと思います。

それから、第36条の3の2と第36条の3の3で、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出させることになっていますが、これは扶養親族の数の把握という今説明がありました、実際にこの申告書の内容が今ここには出ておりませんので、これは何を最低限把握しようとしているのか、その把握はなぜ必要なのか、もう少しちょっと具体的に説明をいただけないでしょうか。

それから44条なんです。この65歳以上の給与所得者の対象人数は、どれだけ愛西市の場合に見えるのか。この制度は、本人が普通徴収を希望する場合は申請をできることになっているというふうに思いますが、そうしたことの周知などはどのように行われているのか、御説明ください。

それから附則第19条の3、年間100万円以下の投資で3年間、最高300万ということなんです。これについても愛西市における影響はどのぐらい予想されるのか、説明をいただきたいというふうに思います。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは順次答弁をさせていただきます。

今回の税制改正によりまして、影響の関係でございますけれども、年少扶養の関係でございますけれども、年少扶養につきましては、人数といたしましては1万370人で、2億500万円の影響が出るというようなことを踏んでおります。

次に、まず最初に44条の65歳以上の関係でございますけれども、対象人数といたしましては、368人が対象になるということでございます。それで、これの周知の関係でございますけれども、申し出の関係でございますが、周知の関係につきましては給与特徴の中で事業所の方へ依頼をするときに、会社の方へチラシを送付する予定であります。それとまた、あわせて6月広報でも周知をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、19条の関係でございますけれども、19条の関係につきましては影響でございますけれども、この影響額につきましては100万円以内に限定されている関係から、取得価格を把握

する必要となりますけれども、住民税の申告書の記載のある配当からにおきましては、申告書等にそのような記載欄もございませんので、把握ができないというのが現状でございます。

#### ○税務課長（永田和美君）

それでは、先ほどの質問の中で、税の関係の中で固定資産90項目の見直しの関係でございますけれども、愛西市におけます関係につきましては、条例上、新築住宅特例、それから長期優良住宅特例、省エネ改修住宅特例、それからバリアフリーの改修の住宅特例がございます。この関係につきましては、延長が見込まれておるわけでございますが、条例上、期間が表記していないということで、今回の条例改正を必要としないということで御理解をいただきたいと思っております。

それから36条の3でございますが、申告書の内容を具体的にというお話でございました。

この関係につきましては、手続としましては、給与、支払い者等につきまして、地方税法に基づきます扶養親族、申告書の内容を確認しまして、給与支払報告書などに15歳以下の親族の数を記入する内容となっております。

今回のこの改正の趣旨でございますが、年少扶養控除の廃止に伴いまして、所得税につきましては収集する必要がなくなるわけでございますが、個人住民税につきましては、個人住民税単独の仕組みといたしまして非課税限度額の制度が設けられておるわけでございます。この非課税限度額の判定基礎額の算定にこの扶養親族の数が用いられるために、引き続き年少の扶養親族も含めました扶養親族の情報を把握する必要があるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それから、お尋ねの中で市民税額、所得税額と連動している社会保障の制度等の影響についてお尋ねでございますが、国の方につきましては38項目に影響が出るということで、政府税調の方に資料を提出しているわけでございますが、そのほか市単独事業、あるいは市が窓口となっている事務につきましては、13項目に影響が出るのではないかなあというふうに考えております。

それから、その影響額ということのお尋ねでございますが、御承知のように、例えば手当等によりまして、扶養の人数によりまして所得の基準が変動するという、そういった制度でございますし、例えば保育料のように市民税額、所得税額による区分で負担額が算出されるという制度でございます。そういったことでございますので、利用者すべてについて一人ひとり年少扶養があるのか、特定扶養の親族があるのかということを確認しながら影響額を調べなくてはなりません。そういったこともありますし、それから保健所、あるいはハローワークなど国や県の機関が窓口の制度もございまして、実態等を把握できない、そういった状況もございます。したがって、お尋ねの件につきましては御答弁を御容赦いただきたいというふうに思います。

それから、そうした影響を受ける制度についての対応でございますが、質問の中でも述べておられますように、プロジェクトチームができて、この7月までに二重の負担増を避ける

ための見直しの方法などを政府税調に報告するというのを聞いておるわけでございます。

最近、厚生労働省の方では、その影響の回避策として四つの案を提示したというふうに聞いております。一つは、税制改正がなかった場合の税額を計算して当てはめる。二つ目としては、扶養親族数に応じた場合分けを多数行って、料金表をつくる。三つ目としては、モデル世帯をつくって新しい料金表を設定する。四つ目といたしまして、所得税、住民税ではなく、収入ベースで料金表を組み立てる、そういった四つの案を提示したというふうに聞いております。これら、7月までにそういった結論が出るのではないかなあというふうに思いますので、これは動向を見ながら市独自の事業としても検討していかなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

#### ○20番（永井千年君）

今、年少扶養の影響については2億500万円というふうな数字が示されましたが、特定扶養の上乗せ分の廃止についての影響はちょっと説明がなかったかと思いますが、それをちょっとしていただきたいと。まず、2回目に入る前に答弁漏れ。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

失礼いたしました。

特定扶養の関係でございますけれども、2,007人ございまして、額といたしましては1,400万円ほどということで把握いたしております。失礼しました。

#### ○20番（永井千年君）

これは国全体でいうと4,569億円の大増税というふうに言われておりますが、これは愛西市の場合の1万370人、2,007人、合わせますと2億1,900万円という数字については、これは他の自治体なんかの影響額と比べて大変多い影響額となっているのか、平均的なものになっているのか、その説明をちょっといただきたいというふうに思います。

それから、二つ目には、他の制度、事業に対する影響の問題であります。老年者控除や年金控除の廃止のときにも、私、たしか「雪だるま式影響」という表現でその影響について指摘をしたと思いますが、これは適用年月日は23年1月1日ということで、具体的にこの影響を避ける措置が22年中にされなかった場合、発生がしてきますよね。ですから、これはいつまでにどういう措置をするのかということが一番大事だというふうに思いますが、そのためには、今の国が示している38項目、市の単独の13項目の対象や影響について今はまだ調査がされていないということですので、早急に調査をしていただく必要があるというふうに思いますが、そういうつもりはあるのでしょうか。それはぜひやっていただかなきゃいけないというふうに思いますので、既にこういう報道もマスコミ等でも流れているわけでありまして、特に保育料などについては大変広範な影響が予想をされますので、早目に調査をした上で、どういう措置をするのかということについて打ち出される必要があるというふうに思いますが、愛西市としては、これはいつごろそういう施策について打ち出そうというふうになっているのか、もう少し説明をいただきたいというふうに思います。

それから地方税の軽減措置ですが、国全体では、例えば市町村の固定資産税に対する影響額

が42億円という数字が示されておりますが、今ちょっと説明がなかったんですが、四つばかり事業の延長される軽減措置について名は上がりましたけれども、こうした主なものの影響についてはつかんでみえるのでしょうか。つかんでみえれば、条例の改正の必要がないということなので調査しないということではいかんと思うんですよね。市民に対して具体的な影響があり、税収に対する影響が出てくるわけでありますので、今年度の予算に対して今度のこの改正が考慮されていないとしたら、やはりまた影響が出てくるわけですので、これも数字をちゃんと示していただく必要があると思いますので、なぜできないのか、もう少し説明していただけませんか。

それから、扶養親族の数の把握が非課税などの判定に必要ということですが、これは、先ほど言われました国の38項目、市単独の13項目の中で非課税の判定が必要なものはどういうものがあるのか。これは福祉部長さんの方かな。資料を手元にお持ちであればちょっと説明をいただきたいと思うんですね、主なものについて。要するに、今まで非課税だったものが、今回の年少扶養の廃止などで課税となるようなものについては、これはもうはっきりしているわけですので、きちんとつかんでいく必要があると思いますが、どのようにつかんでいただいているのでしょうか。

それから44条の関係ですが、368人が対象ということで、この44条の2は22年4月1日からということになっておって、これは6月広報ではちょっと遅いですよね、22年4月1日ということでは。これは22年4月1日にさかのぼって、例えば特別徴収ではなくて、普通徴収を希望するといった申請がさかのぼってできるのでしょうか。これは6月広報でやっておって、もう既に期限が過ぎていきますので、どのようになるのでしょうか。多分、特別徴収の会社への案内についても、ちょうど6月から開始されるので、それに合わせた形で周知を行おうとしていると思いますが、その点はどういうふうになっているのでしょうか。さかのぼりが可能かどうかということですね。

それから、100万円以下の投資の影響額について、これは国全体の影響額、予想額についてはある程度説明がされていると思いますが、当然イコールにはならないにしても、国が示しているそういう影響額については、市の割合でいくとどの程度になるかということについては、きちんと担当として把握をしてもらわなくてはいけないと思いますが、これももう少し説明いただけないでしょうか。以上です。

#### ○税務課長（永田和美君）

それでは、補足の説明をしたいと思っております。

まず年少扶養の関係と、それから特定扶養の関係の、他の市町村との増減はどういうことになっておるかということですが、他市町村の自治体の把握はしておるわけではございませんが、単純に全国の人口、愛西市の人口と割り返しまして、全国レベルの平均の割合を出しまして、愛西市の場合に置きかえますと、若干愛西市の方が全国レベルよりも控除の影響は多くなっておるといふふうに思っております。

それから2点目の、固定資産税の影響額のことでございますが、先ほどはちょっと申し上げ

なかったわけでございますけれども、今回の条例の改正に入っていないということもございまして、申しわけないですが、金額的な試算をしていないわけでございますので、お許しをお願いしたいと思っております。

それから、遡及の関係、要するに368名の関係でございますが、これは実は普通徴収の納期の関係でございますが、1期は6月末までになっておるわけでございます。今回のとらえ方なんです、確かに4月30日までの申し出ということで明文化してあるわけでございますけれども、この対応につきましては、影響が出るものとしましては前納報奨金の関係が発生しようかなと思っておるわけでありまして。それに対する事務的な対応ということで、先ほど部長がお話をさせてもらったように、事業者への書面によりますチラシの送付、また6月広報で周知をすることによって、先ほど言いました普通徴収の納期は6月末までになっておりますので、その期間までに申し出があれば事務的な対応をさせていただくということで、支障はないのではなかろうかというふうにご考慮いただいております。

それから、上場株式の関係でございますが、確かに国の方では概算的な試算が出ておるわけでございますが、先ほど部長が申しましたように、今回の株式の関係につきましては、市としての影響が想定されます人数的なものとしましては、20年中の実績になります、上場で譲渡益があった人は125名、また20年中に上場の関係で譲渡益がない上がりの方331名、合計456名の方が譲渡の実績がございます。それから配当につきましては、同じく20年中に上場で配当があった方545名、それから20年中に非上場で配当があった人ということで409名、合計954名の方が取引をされておるということで御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方から、先ほど影響が出る制度について、いつまでにどういうふうな対応措置をとるのかということでございますが、国としては、先ほども申し上げましたように、二重負担にならないように検討するということをおっしゃっております。市単独とはいってしまっても、制度的には負担等の算出方法等は国の制度と同じような形でやっておりますので、私どもとしては、7月までに国としては出すということをおっしゃっておりますので、そういうのを見て対応を考えていきたいというふうに思っております。

それから非課税から課税になるという状況でございますが、今回の税改正でも非課税枠、先ほども扶養の人数を把握するというようなことがありましたが、非課税の限度額というのは変わらないというふうになりますので、そういったものは対象から外しております。

13項目ありますけど、非課税の基準、例えば介護保険料等も非課税の一つというようなランクがあるわけですが、そういったものは今回の、先ほど申し上げた数字からは減らして御答弁させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

## ○10番（吉川三津子君）

数点ちょっとお伺いをしたいと思います。

まず最初に、65歳未満の公的年金所得に係る徴収方法の変更についてですけれども、ほかの自治体については、この特別徴収について「徴収することができる」というちょっとやんわかな表現のところと、愛西市の場合は「特別徴収とする」ということになっているわけなんですけれども、事業所に対しては、これは義務化するのか、特別な場合を除いては義務化するのか、その方針について、1点お伺いをしたいと思います。

それからあと、子育て中の方々の扶養控除についてですが、これは子ども手当の支給とか、高校の授業料の無料化とか、いろいろ子育て支援について国から支援が来ているわけなんですけれども、この扶養控除が進められることによって、愛西市においてモデル的な世帯でどんな影響が出てくるのか、最終的にどれぐらい子育て支援の施策が進むのか、モデル的なケースを掲げているならば教えていただきたいと思います。

それから、総額で約2億2,000万円の税収がふえるわけなんですけれども、具体的にこの使い道についてはどうなるのか、お伺いをしたいと思います。

それから4点目には、こういった税制改正が行われると、内部的な事務作業の変更とか、それからソフトの入れかえとか、そんなことも出てくるかと思うんですけれども、これが実施されるに当たってのそういった支出はどんなものを見込んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

それからもう1点、たばこ税についてなんですけれども、これは国民の健康の観点から、たばこの消費を減らすという意味の改正でありますけれども、これの愛西市における影響額は、何本ぐらい減って、税収としてはどうなっていくのか、どう見込んでいるのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

## ○税務課長（永田和美君）

それでは、御質問の1点目、65歳未満の徴収方法につきましてでございますが、原則愛西市としましては、特別徴収ということで考えております。そういうことで事業所に対しても極力協力していただくように御案内をする考えでございます。

2点目でございますが、税額2億数千円万の使い道でございますが、具体的にこの関係につきましては、税としては現時点ではとらえておりません。

それから、税制改正に伴いますソフト関係、またハードは支出がどの程度あるのかという御質問でございますが、実はこれはまだ実際に関係してきますのは24年度でございますので、まだ期間がございます。したがって、これから国の方からも具体的なそういう改修関係の情報もまだ来ていない状況の中で、現時点におきまして具体的な算出はしてございません。今後、随時情報が入ってこようかと考えておりますが、その折に積算等をしまして、時期が来れば、当初予算、または補正でお願いするような形になろうかなあと考えておるわけでございます。

次の4点目、たばこ税の関係でございますが、たばこ税につきましては、これを実際に愛西市の状況を我々として把握することが非常に困難でございます。したがって、国の

方の考え方を採用いたしました。国の方の試算につきましては、22年度税収の予算額に対して3.1%という見込みをしております。それを愛西市の当初予算2億7,500万ございますが、それに3.1%を掛けますと約850万ほどが、国の試算を愛西市に置きかえますと、約850万円ほど税として入ってくるというような試算をしておるわけでございます。これが22年10月1日からということもございまして、今年度につきましては10月以降の実績を踏まえた中で、必要があれば補正予算をお願いをしようかなあということを考えておるところでございます。

それから、23年度以降の見込みでございますが、これも愛西市内の状況を把握しておりません。したがって、国の23年度以降の数値を採用しますと、22年度の2.6倍、愛西市におきますと約2,200万円ほど、23年度以降、税としてふえるというような試算をしておるところでございます。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

子育て中の家庭の扶養控除と、それから子ども手当の関係でございますが、税制改正の解説書の中でそういったことを少し触れておりますので、その点を御紹介させていただきたいというふうに思っております。

この前提でございますけれども、平成25年度に制度の改正がすべて完了した場合の影響額ということで出しておるわけでございますが、その前提条件は、例えば夫がサラリーマンで厚生年金に加入をいたしまして、社会保険料を負担していると。妻は専業主婦、あるいは年収103万円未満のパートタイマーで控除対象配偶者。それから小学生の子供が2人の扶養家族。それから生命保険、医療費等の各種所得控除、その他税額控除などなしというような前提で試算をしておるわけでございますが、250万円、500万、700万、1,000万、1,500万と夫の収入を想定しておるわけでございますが、手取り額といたしまして、今金額を申し上げましたが、どの対象の世帯におきましても、子ども手当の支給対象となる子供がある場合には、そのすべての収入層で手取り額はふえるという仕組みになっております。所得制限を超えているため、今まで児童手当の恩恵を受けていない世帯については、子ども手当の創設によって大きく恩恵を受けるという試算になっております。

ただし、この子ども手当の支給につきましては、先ほど申し上げましたように2万6,000円を想定いたしております。けさの新聞等で御承知かと思っておりますけれども、満額支給が予定されているわけでございますけれども、残り1万3,000円分については当面現物支給と、次期のマニフェストでは打ち出すということも言われておりますし、それから配偶者控除とか23歳以上の成年扶養親族の扶養控除、今回は廃止も見送られておりますけれども、そういったことも財源等の関係で今後どういうふうになるかというようなこともございますので、先ほどの数字につきましては、あくまでも前提条件のもとでの試算ということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

#### ○10番（吉川三津子君）

再質問させていただきますが、65歳未満の徴収方法の変更についてですけれども、こちらについては原則特別徴収ということなんですが、書類を出せばということになっているわけで

すが、条件的にこういう場合は認めるけれども、こういう場合は認めないというものがあれば教えていただきたいと思います。

それから子育て支援に関してですが、国の方も大きく子育て支援で、女性もやはり働けるような環境整備とか、世帯にお金を配るということは、地域でサービスを買えるような状況をつくっていくというのがこれからの愛西市の役割だというふうに思っているんですけども、こういった子ども手当の支給、そして税改正が行われることによって、今後、愛西市の方針というものが新たに考えられているならば、考えなければいけない時期に来ていると思うんですけども、考えられているならば教えていただきたいということと、今後の予定についてお聞かせいただきたいと思います。

**○税務課長（永田和美君）**

先ほどの追加の再質問でございますが、今年度につきまして、22年度になりますが、条例でうたっておりますように、本人様の選択によりまして申し出を取り扱うということにしております。先ほど何回もお話をしているところでございますが、そんなようなことで特に条件的なものはございません。あくまでも本人の意思に基づきまして対応をしようと考えておるところでございます。以上でございます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほども少し御紹介させていただきましたが、2万6,000円の支給が最終的にどういうふうになるかによって今後の方針もいろいろ考えなければならないというふうに思っておりますが、国の方といたしましても、いろんなところのお話の中で、議員がおっしゃられますように現物支給を求める声が圧倒的だったというようなことで、少し方向が変わっていくのかなあということもありますので、私どもとしてはそういった動向等を見きわめながら、私どもの子育て支援の施策に反映していきたいと、そんなことを思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

**○議長（大宮吉満君）**

5番・下村議員。

**○5番（下村一郎君）**

タスポが始まって、売り上げが3割に減ってしまったというような小売店の話を聞きました。これはいろいろ理由があると思いますが、市の収入としましては、タスポが始まる前と、始まった後と税収で変化がございますか、お聞かせください。

2番目に、現在まだ小売業者への奨励金は行っておいでですか、お聞かせをいただきたい。

三つ目に、たばこの場合、販売店の本社地にある自治体にたばこ税が納入されるというようなことを聞いたことがございますが、これで間違いございませんか、お聞かせ願いたいと思います。

**○税務課長（永田和美君）**

それでは、タスポが始まって売り上げが販売店さんで3割減ったというようなお話で、市の

状況でございますが、市税の関係につきましては、実績としまして、タスポが始まったのは20年6月からでございます、その前年、19年度の決算額でございますと3億743万1,806円ということで、それに対しまして20年度の決算3億376万361円と。対比しますと367万1,445円の減ということで、パーセントでございますと1.2%の減になっております。実際にタスポが始まったのは年度途中ということでございまして、今年度、直近の21年度決算と比較してみますと2億8,779万4,913円ということで、20年度対比でございますと1,596万5,448円ということで、パーセントでございますと5.3%の減という状況となっております。

2点目の、現在、小売業者への負担金は出しておりません。

次に、販売店の本社云々ということでございますが、これは各それぞれコンビニ等がございまして、そのコンビニ等のものに関しましては、そのエリア内で税が入るような仕組みとなっておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

**○5番（下村一郎君）**

意味がわからぬので、一番最後もう一回。

**○税務課長（永田和美君）**

コンビニですと、いろんなコンビニがチェーン店でございますが、それぞれのエリアにあるチェーン店の販売額に基づきまして、それぞれの自治体に割り振りがされるということでございます。

**○5番（下村一郎君）**

小売店の方は随分大変なようで、私におっしゃった方は、多分もうみんな廃業せざるを得んだろうというようなお話を聞きました。

いずれにしても、長年、小売店で市にも協力してくれたところでもありますので、非常に難しい問題でありますし、たばこは国の方針、病気の関係からいってもやめていくべきではないかというようなことで、流れとしてはそういう状況でありますので非常に難しいわけでございますが、少なくとも企業であるということで、仕事としてやっておられるということについては、そういう評価をしていく必要があるかなあという感じがしましたので、念のためにお聞きをしました。以上です。

**○議長（大宮吉満君）**

ほかにないようですね。

[発言する者なし]

ほかに質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第34号（提案説明・質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・議案第34号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは議案第34号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由及びその内容の説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねてください。

愛西市条例第8号：愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正するものでございます。

恐れ入りますが、内容につきましては議案第34号別紙の資料1、新旧対照表の方で説明をさせていただきますので、そちらの方をお開きいただきたいと思います。

第2条第2項は、基礎課税額の関係でございますが、その限度額について「47万円」を「50万円」に改正し、同条第3項では後期高齢者支援金等課税額の関係でございますが、その限度額について「12万円」を「13万円」に改正するというものでございます。

1枚はねてください。

第23条の国民健康保険税の減額の関係につきましても、その限度額「47万円」を「50万円」に改正いたしまして、「12万円」を「13万円」に改正させていただくというものでございます。

次に、同条第1号及び第2号中において、第703条の第1項を第703条の5に改正としてございますが、これは地方税法等の一部を改正する法律により条文整理がされたことによる改正でございます。

また、「法314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改正するとしてございすのは、法第314条の2の第2項の条文につきまして、市町村は所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から33万円を控除するものという文言でうたっておりますので、そういったことから33万円という簡単な表現に改めたものでございます。

1枚はねていただきたいと思います。

23条の2以下で、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例条文を追加させていただきました。

こちらは恐縮でございますが、同じく34号資料2の方で説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、一番最後の資料になるかと思いますが、そちらの方をお開きいただきたいと思います。

第23条の2では、特例対象被保険者等の国民健康保険税について、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定をするという文言をうたっております。

次に、第24条の2の第1項では、特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は必要な申告書を市長に提出しなければならないこと。また、同条第2項におきましては、その申告書を提出する場合には、雇用保険受給資格者証を提示しなければならないことを条文の中でうたっております。

また、恐縮ですが、議案第34条、資料1の新旧対照表の方へお戻りをいただきたいんですが、こちらの方の資料の5ページから8ページにかけてでございますが、附則第5項中以下について改正の文言がございますが、これらは法改正等に伴っての字句の改正でございます。

それで、一部改正条例の本文である附則の方をお開きいただきたいと思いますが、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、附則第16項及び附則第17項の規定につきましては、平成22年6月1日から適用するものでございます。

適用区分としまして、第2条で、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、議案第34号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

10番・吉川三津子議員。

○10番（吉川三津子君）

この国民健康保険税の失業者に対する軽減措置ですけれども、この失業時というのもいろいろあると思うんですけれども、具体的にわかりやすく、どういった事例に対してこの条例が適用されるのか、御説明いただきたいと思います。

それから、今現在、こういった失業時に当たる離職者の人数、そして軽減額をどれぐらい推測しているのか。これによって、愛西市の財政にどのような影響が与えられるのか、御説明いただきたいと思います。

○市民生活部長（篠田義房君）

まず、失業時にこういった形を事例にするのかということでございますが、先ほど、提案説明の折にも説明をさせていただいたかと思うんですが、窓口の方へ受給資格者証を提示していただくと、その時点で判断をさせていただく形になろうかと思っております。

それから、どのぐらいの人数を把握しているのかという御質問でございますが、これは申告制という形もありますので、4月いっぱい、窓口等へ、こんなような情報を得たがどんなものだろうかということで御相談に見えた方が10名ございますので、私どもとしては10名ほどの方はそういった該当がされるのではないかと思います。また相談でございますので、あくまで議員御質問の中でおっしゃって見えましたが推測の枠を脱することはできませんので、そんなことで御答弁にさせていただきます。

○10番（吉川三津子君）

ちょっと私もよくわからないので、もう少しわかりやすく説明していただきたいんですけども、この受給資格者証を持ってくるという御説明でしたが、この認定というのはハローワークとかそういうところで受けられるのか、そこで退職というか、いろいろ調べると非突発的な理由で離職した者に対してということがいろんな文書で書かれているものですから、この非突発的な理由についてももう少しわかりやすく御説明をいただきたいというふうに思います。お願いします。

○保険年金課長（石黒貞明君）

認定の関係でございますけれども、まずこの受給対象者といたしましては、地方税法703条の5の2の中に、雇用保険法の第23条第2項に規定する特定受給資格者と雇用保険法の第13条の3項に規定する特定理由離職者である受給資格を有する者ということで特定されております。

それで、非突発的離職者ということでございますけれども、特定受給資格者と特定理由離職者の判断につきましては、職安がやるということでございます。これにつきましては、事業主が主張する理由を離職証明書によって公共職業安定所が把握すると。また、離職者の主張も職安の方が把握いたしまして、事実確認を行った上、安定所で認定をするということになります。その認定の際に、雇用保険の受給資格者証を発行されるということでございます。

それで、具体的に理由ということでございますけれども、この受給資格者証の中に離職コードというものがあまして、私どもはそのコード番号で判断をさせていただくということになりますので、よろしくお願いをいたします。

○10番（吉川三津子君）

職安で判断がされるというのはわかったんですけども、具体的にどういう人が判断されるのかというのをちょっとお聞きしたいんです。

○保険年金課長（石黒貞明君）

具体的ということでございますけれども、例えば離職コード11ということになりますと解雇ですね。それと21ということだと雇いどめ、雇用期間が3年以上で雇いどめの通知があった方、また22ということで、これも雇いどめでございますけれども、雇用期間が3年未満の方で、更新の意思が本人はあるんだけど、更新されなかったという方。また、31番としては、事業の主からの働きかけによる正当の理由のある自己都合退職。32番としまして、事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職ですね。通勤が無理になったというようなことが代表的なものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大宮吉満君）

ほかに。

[挙手する者あり]

22番・加藤議員。

○22番（加藤敏彦君）

議案第34号で、一つの上限額の変更ということで、医療給付分が47万から50万、それから後

期高齢者支援分が12万から13万ということで、合計で59万円から63万円と上限額が上がるわけですが、愛西市においての上限を納めてみえる方の対象。それから、上限額が上がることによる影響額ですね、まずお尋ねしたいと思います。

それから、参考に伺いたいと思いますが、滞納の状況ですね。愛西市の全体の滞納世帯数、それから金額、それから全体の保険世帯に対しての割合がわかりましたら参考に伺いたいと思いますが。

○市民生活部長（篠田義房君）

まず、上限の世帯数の関係と影響額についてというお尋ねの件について、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

最初にまず結論から申し上げますと、個々の影響額についてはつかみづらい部分があります。基礎課税額分の関係でいいますと、賦課世帯が9,994世帯ございまして、そのうち上限に達する世帯が295世帯、それから後期高齢支援金分につきましては、賦課世帯が9,994世帯のうち201世帯、それから質問の中には入ってございませんでしたが、もう一つ介護分の関係がございしますが、この賦課世帯が5,347世帯、このうち22件が上限に達すると。

御質問の中でお話があった影響額ということになりますと、個別に全部一件一件拾い上げないとどれだけの影響額が出てくるのかということがつかめませんので、数字の御答弁で御容赦を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○保険年金課長（石黒貞明君）

滞納の関係でございすけれども、21年度はまだ出ておりませんので、20年度ということでお許しを願いたいと思います。

20年度課税分でございすけれども、調定額が17億3,571万7,100円に対しまして、収納額16億1,824万1,650円ということで、差し引き1億1,747万5,450円が滞納分ということになりますので、よろしく願いします。

○議長（大宮吉満君）

もう一遍ちょっとゆっくり。

○保険年金課長（石黒貞明君）

現年度課税分ということで、調定額でございすけれども、17億3,571万7,100円で、収納額16億1,824万1,650円でございす。差し引きでございすけれども、1億1,747万5,450円ということで、収納率につきましては93.23%ということでございまして。件数については把握しておりませんので、よろしく願いします。

○22番（加藤敏彦君）

上限額が変更になることによって、どの程度国保税がふえるか、負担がふえるかということについて、対象世帯ですので、あとはこれに上がる金額を掛けたのがおおよその目安というふうに判断させていただきます。

それから滞納ですけれども、金額的に今紹介いただきましたけれども、世帯数でどのぐらいの世帯が滞納世帯かということとはわからんでしょうかということですね。

○保険年金課長（石黒貞明君）

資料を持ち合わせておりませんので、お許し願いたいと思います。

○議長（大宮吉満君）

他にないようでありますね。

〔挙手する者あり〕

20番・永井千年議員。

○20番（永井千年君）

非自発的失業者に対する軽減措置の問題ですが、これは、要件として離職日が平成21年3月31日以降ということになっておりますが、實際上、制度としてはこの4月1日からということで、それからさかのぼること1年以内に離職した人ということになり、非常に限定的なものになっていると思うんですよね。

既に世界的大恐慌の影響を受けている人たちというのはそれ以前から出ておって、失業等の影響もそれ以前からあるわけで、こうして期限を切ってしまうと、21年3月31日以前に離職した人が救われないということになると思うんですが、そのあたりの考え方。もう何も制度としてはないということで、相談に見えていない方も私の知る範囲でも何人かいるわけですが、1年ということに限定せずに、市としてはそれら納付困難な人たちに対してきちんとした相談に乗って軽減措置をしていく必要があるというふうに思いますが、その辺はどのように考えてみえるんでしょうか、担当として。

それと、大体減収になりますよね、国民健康保険税が。減収予想としてはどの程度考えているのか。減収になったからといって、それをまた別に保険料率の引き上げ等に転化されるようなことではいけないわけですけれども、この減収相当分について、報告さえしてもらえば国が全部面倒見ますよということであればいいわけですが、そうじゃなく自治体に対する負担も出てくるというふうに思いますが、その予想影響額については大体どの程度考えてみえるんでしょうか。

○保険年金課長（石黒貞明君）

まず最初に減収予想でございますけれども、例えば具体的事例ということで挙げさせていただいた方がわかりやすいと思いますので、例えば夫婦と子供2人で固定資産はなしということで、この場合、給与所得300万で想定させていただきますと、これを100分の30ということで所得を減額するとしますと、例えば300万掛けの0.3ということで、所得は90万になります。この90万に対しまして4割軽減がかかりますので、なおかつまた軽減があるということになります。最終的に、税額にいたしまして11万600円ということで、この減免がない場合ですと28万6,700円ということで、減免なしの場合より17万6,100円負担が軽くなるということでございますので、よろしく願いをいたします

3月31日以前の方はどうするかという話でございますけれども、私ども国の方の制度に従って実施させていただくということで、それ以外の方については規則等の減免で対応させていただきたいと。これも3月の議会のときに御答弁させていただいておると思いますけれども、よ

ろしく願いをいたします。

○20番（永井千年君）

これは個別の話ですよ、事例は。全体的な減収についての予想と、その減収分について他の加入者にはね返らないようにしなくちゃいけないと思っているんですが、その点についてどう考えておるか。全体の影響額を見ないとそれはまた当然わからないというふうに思いますので、その答弁がいただきたかったんですけども。

それから、実際の納付相談の中で、例えば21年3月31日以降、21年3月30日とか29日だとか、当然一日二日のことで対象になるかどうかという問題が出てくると思うんですが、それは法の適用にはならないけれども、実際の納付相談できちんとした減免ができるように、急に谷底に落ちたような状態にならないような措置が必要だというふうに思いますが、それは実際の納付相談では、そういう方に対してどのようにしていくのかということが大事だと思うんですね。法改正して独自のもので市がやれば別ですけども、もしそれがやれないまでも、実際の相談の中で具体的な軽減措置をやっていかななくちゃいけないと思いますが、その点はどのような考え方なんでしょうか。

○保険年金課長（石黒貞明君）

納付相談の関係でございますけれども、やはり御本人の立場に立って親身に考えさせていただいて、極力適用させるように努力させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

あと減額の補てんの関係でございますけれども、先ほど事例を具体的に申し上げましたが、17万6,100円という減免があると御答弁させていただきましたけれども、これが10人ならば掛ける10倍ということになります。この補てん分につきましては、特別調整交付金で補てんされる予定になっておりますので、よろしく願いをいたします。

○20番（永井千年君）

全額ですか。

○保険年金課長（石黒貞明君）

全額です。

○議長（大宮吉満君）

いいですね。

[発言する者なし]

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・委員会付託の省略について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議案第33号、議案第34号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したい

と思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第33号、議案第34号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第33号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第16・議案第33号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

20番・永井千年議員。

○20番（永井千年君）

愛西市税条例の一部改正についての反対討論を行います。

今回の地方税法の改正で最大の問題は、民主党のマニフェストにもなかった個人住民税の年少扶養控除の廃止と、特定扶養控除の縮減を行うことによって子ども手当の月額2万6,000円支給の保証がないにもかかわらず、この措置が恒久措置として法改正がされたことであります。その影響額が全体で4,569億円、愛西市への影響も2億1,900万円相当と、大変大きな影響があることが明らかとなっています。さらに「雪だるま式影響」と表現したさまざまな他の事業に対する影響についても、まだ実態もつかまれている状況で、確実に影響が回避される努力を一層強く行っていかなくてはならないというふうに思います。

それから証券税制などの軽減税率につきましても、現在、20%が10%と優遇税制を残したまま、今回の100万円以内の投資については非課税の措置をとるという、こうした優遇措置の拡大が行われていますが、これらの改正にも賛成はできません。

たばこ税の値上げにつきましては、たばこの需要の減少や年少者の喫煙防止対策を図るために一定の値上げを行っていくことには賛成であります。その増税分は市民の健康に資することに使っていくことが望ましいと思いますので、その増税分が市の健康を守る施策にも反映するように努力をいただきたいというふうに思います。

以上、全体として税条例の改正案には賛成できかねますので、反対といたします。

○議長（大宮吉満君）

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第34号（討論・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第17・議案第34号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

22番・加藤議員。

○22番（加藤敏彦君）

議案第34号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

3月議会の平成22年度愛西市国民健康保険特別会計予算の討論でも述べましたが、国保税の根本問題は、国保会計の国庫負担率が1984年の50%から2007年の25%に、23年間で半分になっていることです。

愛西市の国保税は、所得300万円、4人家族ならば28万6,000円、所得の9.5%となっております。また、所得400万円、4人家族の例でいきますと約37万円、所得の9.2%となって、市民にとって国民健康保険税は大きな負担であります。

自治体の仕事は住民の福祉の充実であり、国の悪政から住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たさなければなりません。今回の改正は、会社都合による失業者の国保税軽減の提案もあり、前進面もありますが、やはりこの上限の引き上げに対しては、国の負担を減らす一方で、住民に負担を強いる内容であり、反対をいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第18・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

委員長から、所管事務について会議規則第102条の規定により閉会中の継続審査を要する旨の申し出書の提出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

本日、配付の日程は終わっておりますが、先ほど休憩中に同意第1号が提出されました。日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に同意議案が1件提出されたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の同意第1号を追加日程として、本日御審議願うことを決定いたしました。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、追加日程第1・同意第1号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

それでは、同意第1号をよろしく願います。

愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、住所、愛西市日置町1301番地、氏名、中村文子、昭和15年5月29日生まれ。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、議会選出監査委員の任期満了に伴い選任する必要があるからであります。

履歴書も添付をさせていただきました。よろしく願います。

○議長（大宮吉満君）

次に、同意第1号の質疑を行います。

なお、この件につきましては、中村議員の一身上に関する案件でございますので、地方自治

法第117条の規定により一時退席をお願いいたします。

[21番・中村文子議員 退場]

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました同意第1号につきましては、本臨時会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

同意第1号につきましては、人事案件でございますので討論につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたします。

中村議員の退場を解きます。

[21番・中村文子議員 入場]

それでは、中村議員にお伝えいたします。ただいまの同意第1号は同意することに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

それでは、一言お礼を申し上げます。

本日1日のみの臨時会、長時間にわたりまして、それぞれ慎重に御審議をいただきましてありがとうございました。

新しく5月1日からの任期で4年間、またいろんな面でお世話になりますけれども、愛西市のまちづくり、新しいまちづくりの思いは同じでありますので、今後とも引き続き御協力いただきますように、そしてそれぞれのまたお立場で御活躍いただきますことを御祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大宮吉満君）

これにて平成22年第2回愛西市議会臨時会を閉会といたします。どうもお疲れさまでございました。

午後4時10分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
臨時議長

石崎 たか子

愛西市議会
議長

大宮 吉満

会議録署名議員
第1番議員

竹村 仁司

会議録署名議員
第2番議員

島田 浩